講演会『親権者ではない養育者にできること、できないこと』

通常は（何事もなければ）名乗らなくても実の親が未成年の子の親権者になります。しかし、様々な事情で子どもの養育ができなくなった場合、実の親ではない人が子どもを育ててくれることになります。育ての親にとって、親権がないことで育ての親と子どもの双方にとって不都合はないのでしょうか？法律上できること、できないこと、解決すべき問題についてお話いただきます。

講　　師　：　鈴木 博人先生（中央大学法学部教授）
日　　時　：　2026 年 2 月 21 日（土）13：30～16：00
会　　場　：　水戸市福祉ボランティア会館（ミオス）大研修室
住　　所　：　水戸市赤塚町 1 丁目 1 番地
対　　象　：　会員・一般
募集人員　：　80 名
参 加 費　：　一般 3,000 円／会員 1,000 円

下記に必要事項をご記入の上、FAX またはメールにてお申込み下さい。
メール：network.ai8181@gmail.com（件名に”2/21 講演会申込み”と記入下さい）
ＦＡＸ：029-309-7690（送信表をつけずに申込み用紙のみをお送り下さい）

申込日	年　　月　　日		
会員区分	正会員　／　賛助会員　／　里親会会員　／　一般		
フリガナ 名　前			
連絡先住所	〒　　－		
電　話	-　　-	FAX	-　　-
メールアドレス	＠		

※ここで皆様から得た個人情報は、当該目的以外での使用はいたしません。

2026 年 2 月 16 日（月）〆切

主催：ＮＰＯ法人いばらき子どもの虐待防止ネットワークあい
住所：〒311-4143　水戸市大塚町 1866-102　／（TEL）029-309-7690